

✚ 貨物概要

取り外し可能な肩ひも付きの財布に類する容器

性 状：革製の財布に類する容器に着脱可能な肩ひもを取り付けたもの

- ・留め具付きのかぶせ蓋で閉じられる
- ・内部にファスナー付きポケット、カードポケットその他の収納部を有する

材 質：(本体外面) 牛革

(本体内面) 牛革ほか動物の革

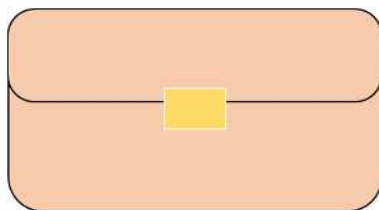
サイズ：(本 体) 幅約 21cm×高さ約 12cm×厚さ約 4.5cm

(肩ひも) 長さ約 120cm×幅約 1cm

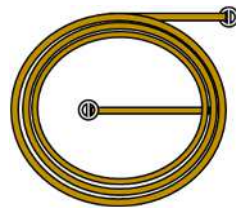
用 途：現金、カード類、小物等を収納

スマートフォンも収納可

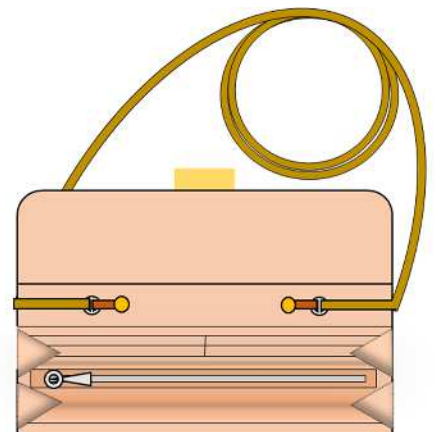
肩掛けで又は肩ひもを外しバッグに収納して携行



(本体)



(肩ひも)



(開いた状態(肩ひも付き))

✚ 分類

関税率表第 4202.91 号 (統計番号 4202.91-000) のその他の容器 (外面が革製のもの)

✚ 分類理由

本品は、内部にファスナー付きポケット及びカードポケット等の収納部を有しており、財布に類する容器と認められますので、第 42.02 項に分類されます。

号の決定については、本品は、国内分類例規 42.02 項「1. ハンドバッグ」の「通常化粧品、ハンカチ、紙等の身辺用品を入れて使用する携帯用具」とは認められないためハンドバッグとしては分類されず、また、肩掛けで携行することができるよう肩ひもを取り付けたものであることから、ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品としても分類されません。よって、その他のもの (外面が革製のもの) として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）